

商品先物取引における顧客の損失に対する担当者及び取締役の責任

【文 献 種 別】 判決／名古屋高等裁判所

【裁判年月日】 令和 1 年 8 月 22 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（ネ）第 936 号

【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件

【裁 判 結 果】 一部認容（確定）

【参 照 法 令】 民法 709 条、715 条、会社法 429 条 1 項、商品先物取引法 214 条 9 号・10 号、215 条、217 条、218 条

【掲 載 誌】 先物取引裁判例集 81 巻 38 頁、金判 1578 号 8 頁

LEX/DB 文献番号 25564331

事実の概要

原告 X（取引当時 38 歳）が、商品先物取引法に基づく商品取引員であった被告会社（Y₁）との間で商品先物取引委託契約に基づく商品先物取引を行ったところ、被告会社の従業員である Y₂、Y₃ 及び Y₄（以下「従業員 Y₂ ら」という）による不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、信任・誠実公正義務違反等の一連の違法行為が存在したとして、従業員 Y₂ らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を、Y₁ に対し、使用者責任に基づく損害賠償を、さらに、本件取引当時の Y₁ の代表取締役であった Y₅ 及び Y₆ には、Y₁ における教育指導体制等の内部統制システム整備・運営義務違反があるとして、Y₅ 及び Y₆ に対し、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償を、それぞれ求めた事案である。

X は高校を卒業後に勤めた会社を退職後、本件取引当時は父が経営している株式会社勤務しており、専務取締役を務めていた。X の取引開始当時の収入は、年収約 500 万円ないし 550 万円程度であり、預貯金約 1,800 万円、自社株約 100 万円及び積立保険金等の資産を保有していた。X は、預貯金等を将来の結婚費用に充ててことを考えており、当初の投資意向は 500 万円程度であった。

X の取引開始後 3 か月間の保護期間内において、従業員 Y₂ らが取引を勧誘・受託した結果、新規建玉 162 件のうち、本件取引において行わ

れた特定売買の内訳は、直し 17 件、途転 25 件、両建て 110 件であり、更に仕切りの内容についてみると、日計り 4 件、手数料不抜けが 5 件あり、相当多数の特定売買が行われており、これらによる売買損失及び受託手数料が重なり、X は合計 936 万 2,230 円もの損失を被った。また、従業員 Y₂ は、X に対し、取引開始時点で合計 581 万 4,000 円、取引開始後 18 日で 1,081 万 4,000 円、取引開始後 3 か月で 1,581 万 4,000 円もの証拠金を入金させて取引を拡大させた。

このような取引状況について、第一審においては、取引開始時における適合性原則違反や説明義務違反は認められなかったが、従業員 Y₂ らの受託行為の新規委託者保護義務違反、X に対する指導・助言義務、更には信任・誠実公正義務違反も認められ、従業員 Y₂ らの不法行為責任が認められた。そして、Y₁ は従業員 Y₂ らの使用者であり、これらの不法行為は Y₁ の業務に関して行われたことから、Y₁ の使用者責任も認められた。

なお、Y₁ は、本件取引以前に実施された農林水産省及び経済産業省による立入検査の結果、平成 20 年 1 月 11 日に商品取引受託業務の 35 営業日の停止処分及び業務改善命令を受けている。その理由としては、法令順守体制の不備が認められたこと、適合性原則に関し、顧客の財産の状況及び投資可能資金額の確認を十分に行わないまま取引を受託していたものがあり、顧客の適合性に係る社内審査体制に不備が認められたこと、商品取引市場における取引等につき、特定の上場商品構

成物品等の売付け又は買付けその他これに準ずる取引等と対当する取引等であってこれらの取引と数量又は期限を同一にしない者の委託を、その取引等を理解していない顧客から受けていたことなどであった。

Y₁は、この行政処分以後、各種規定を改正策定し、従業員に対する研修や社内監査などを実施するなど、法令順守体制や内部管理体制を構築しようとしてきたことが認められたが、その後も依然として顧客との間で多数の苦情、紛争、訴訟が発生し続けていたこと、従前の訴訟や本件処分で指摘された事項と同様あるいは類似の事項に違法性が認められることなどから、Y₅及びY₆においては、Y₁らが主張する各種規定及び諸施策の実効性に疑問を持つべきであり、従業員Y₂らが本件のような違法な勧誘行為を行うことは予見可能というべきであるから、内部管理体制の確立・整備を怠ったことについて重過失が認められるというべきであるとした。そしてこのY₅らの義務違反と本件取引における従業員Y₂らの違法行為及びXが被った損害との間には相当因果関係があるとして、被告Y₅及びY₆の会社法429条1項に基づく損害賠償責任が認められた。（過失相殺4割）

X及びY₁ら、双方から控訴。

判決の要旨

「本件行政処分後も、Y₁においては、本件行政処分前と同様の従業員による法令違反行為が繰り返されており、Y₅らが、従業員が適正な勧誘・受託を行うよう教育し、違法行為を防止すべく内部管理体制を確保する義務を尽くしていたとはいえず、その義務違反の程度は重いといわざるを得ない。」

「Y₅らは、法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務に違反しており、顧客の具体的な資産状況及び投資意向を前提とした投資可能資金額設定の適否に関するチェック体制の整備や、保護期間内の顧客が行う両建てに関する必要性、妥当性のチェック体制の整備は、Y₁において、容易に行うことが可能であったと推認されることからすると、Y₅らには重過失があったものと認められ、Y₅らの重過失とXが被った損害との間には相当因果関係

があると認められる。したがって、Y₅らは、Xに対し、連帯して、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。」

「従業員Y₂らは、本件取引において、新規委託者保護義務違反、過当取引、指導・助言義務違反及び信任・誠実公正義務違反などの違法行為を行い、Xに不合理な売買を繰り返させる等したものであり、本件取引における従業員Y₂らによる勧誘・受託行為は全体として違法なものといえ、Xに対する共同不法行為を構成し、また、Y₁は使用者責任を負うというべきである。」

「本件取引が商品先物取引という極めてリスクが高いものであることについては、本件取引当時、Xもこれを理解していたことが認められ、また、Xが、自己の投資予定額であった500万円以上の損失が拡大し続ける中でも自己の意思によって本件取引を継続していたことなど本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、Xが損害の拡大に寄与した過失割合を4割と認め、これを過失相殺に基づき、前記損害の額から控除することが相当というべきである。」

「そして、Y₁らのXに対する損害賠償債務は不真正連帯債務というべきであることから、Y₁らは、Xに対し、それぞれの債務を連帯して支払うべき義務を負う。」

判例の解説

商品先物取引は、取引それ自体は違法なものではないが、仕組みが複雑で相場の予測が困難であり、証拠金取引であるために予測困難な多大な損害が生じる可能性のあるリスクの高い取引である。このような取引においては、顧客が短期間に多額の損失を被る可能性があるため、委託者保護の見地から、商品先物取引法等において、種々の規制が行われており、これらの法令等に著しく違反する行為や法令等から導かれる取引上の義務に違反する行為は、民法上も違法な行為として不法行為が成立する。また、実際に顧客との間で行為をするのは個々の従業員であるが、組織ぐるみの違法行為であると解される場合には、会社（商品取引員）自身に不法行為が成立する場合もある。また、従業員について不法行為が成立する場合には、会社に使用者責任が成立することとなる。

本件第一審判決では、不招請勧誘禁止違反や取引開始時における適合性原則違反及び説明義務違反は認められなかったが、新規委託者保護義務違反、過当取引、指導助言義務違反及び信任・誠実義務違反が認められ、従業員Y₂らの不法行為責任が認められた。

本件第一審判決では、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であるから、商品取引員及びその従業員は、信義則上、商品先物取引についての知識や経験に乏しい新規委託者を保護するために一定期間の習熟期間を設け、その間は取引の規模を一定以内に制限しなければならない義務（新規委託者保護義務）を負い、同義務に違反して商品先物取引の委託を勧誘することは、不法行為上、違法性を有するとした。その上で、Xが、先物取引の経験がない新規委託者であり、年収が500万円程度で、当初の投資意向が500万円程度であったところ、保護期間である3か月間における本件取引の取引枚数、特定売買の回数、月平均売買回数は、明らかに過大な取引であるとして、従業員Y₂らの受託行為に、新規委託者保護義務違反が認められるとし、不法行為法上も違法であるとした。

また、商品先物取引において、受託者が委託者に対し、何らかの合理的な理由や必要性もないのに頻繁に取引を繰り返させて、委託者の損失を手数料に転化させたと認められるような場合には、受託者がその委託の本旨に反し、委託者の利益を害するものであり、社会的相当性を逸脱したものであるとして違法性を有すると解されるところ、取引期間中の特定売買比率及び手数料化率が高率である場合には、当該取引手法が商品取引員による手数料稼ぎの手段として利用されたものと推認するのが合理的であるとした。そして、本件一連の取引について、従業員Y₂らは、過大な投資可能資金額を設定の上、取引の拡大によりXが多額の損失を被る危険を抑制するための指導・助言を行うこともなく、手数料稼ぎの目的で、相当回数に及ぶ特定売買を含め、Xの資産状況等に照らして過大な取引を勧誘、受託して多額の損失を被らせたものであるから、従業員Y₂らによる行為は、社会的相当性を逸脱した違法なものといえ、Xに対する指導・助言義務、更には信任・誠実義務にも違反するとして、従業員Y₂らの不法行為責任が認

められた。

また、本件取引における従業員Y₂らによる行為は、本件取引にかかわる一連の不法行為であり、客観的関連共同性が認められるとして共同不法行為が成立するとし、そしてY₁は従業員Y₂らの使用者であり、従業員Y₂らの不法行為はY₁の業務に関して行われたことは明らかであるとして、Y₁の使用者責任が認められた。本件においても、第一審の判断がそのまま踏襲されている。

これらの点については、特に問題はなく、妥当な判断であると思われる。

ところで、本件では、本件取引当時のY₁の代表取締役であったY₅及びY₆に対し、Y₁の従業員が不招請勧誘禁止違反、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、過当売買等の違法行為をして委託者に損害を与える可能性があることを十分認識しながら、法令順守のための従業員教育、懲戒制度の活用等の適切な措置を執ることなく、また、従業員による違法行為を抑止し、再発を防止するための実効的な方策や、内部統制システムを適切に整備、運営することを怠り、業務の執行又はその管理を重過失により懈怠したとして、会社法429条1項に基づく損害賠償が求められている。このY₅及びY₆の損害賠償責任についても、第一審、控訴審共に認められ、従業員Y₂らの不法行為責任及びY₁の使用者責任と不真正連帯債務の関係にあるものとされている。

会社法429条1項は、基本的に平成17年の会社法制定前の旧商法266条ノ3第1項を引き継いだものである¹⁾。判例（最大判昭44・11・26民集23巻11号2150頁、以下「昭44年判決」という）によれば、会社と取締役とは委任の關係に立ち、取締役は、会社に対して受任者として善良な管理者の注意義務を負い、また、忠実義務を負うものとされているから、自己の任務を遂行するにあたり、会社との關係ではこのような義務を順守しなければならないが、第三者との間ではこのような關係にあるのではなく、このような会社に対する義務に違反して第三者に損害を被らせたとしても当然に損害賠償の義務を負うものではないが、本条1項は、第三者保護の立場から、取締役において悪意又は重大な過失により、右義務に違反して第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈

怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合（間接損害）であると、直接第三者が損害を被った場合（直接損害）であるとを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責任を負うことを規定した、特別の法定責任であるとされる。その後の判例はこの立場を踏襲し、学説のほとんどもこの立場を支持しているといわれている²⁾が、昭和44年判決の反対意見の立場³⁾をとる学説もあり、必ずしも、同責任の性質や適用範囲・要件に関する従来の議論が収束しているわけではなく⁴⁾、直接損害事例・間接損害事例のいずれに対しても、取締役の任務懈怠行為との関連性の説明について議論が見られる⁵⁾。中でも、本件のような直接損害事例において、不法行為責任との関係の検討が不十分ではないかと思われる⁶⁾。商品先物取引においては、委託者保護の見地から種々の規制が行われており、商品取引員等が委託者を勧誘し、受託をする際、その行為がこれらの規制に著しく反する場合は不法行為となることからすれば、本件において問題となっている取締役の義務は、「勧誘・受託を行う従業員がこれらの諸規定に定められた各義務を実際に履行することを確保するため、会社内において法令等遵守及び内部管理体制を確立・整備し、適正な勧誘・受託の履行を確保する義務」であり、第三者たる委託者の保護に向けられた義務であると解する。第三者の保護に向けられた義務に違反して、直接、第三者に損害が生じている場合に、これに不法行為とは異なる法定責任たる会社法429条1項を適用するのであれば、より詳しい説明が必要であろう⁷⁾。

本件は、結論としては、妥当な判決である。しかし、会社法429条1項の責任の法意やこの会社法上の責任と民法709条の不法行為責任との関係について、民法・会社法の両サイドからの検討が必要であろう。また、本件では、Y₁の使用者責任、従業員Y₂らの不法行為責任及びY₅及びY₆の会社法429条1項に基づく損害賠償債務について、特に理由を述べることなく不真正連帯債務というべきであるとしている。これらの債務が不真正連帯債務関係となる理由の如何もさることながら、民法の連帯債務規定の改正による不真正

連帯債務概念の帰趨が、今後の判断に影響して行く可能性もある⁸⁾。いずれも、なおいっそうの検討が必要であろう。

●——注

1) 会社法429条1項（及び旧商法266条ノ3第1項）については、上柳ほか編『新版 注釈会社法(6) 株式会社の機関(2)』（有斐閣、1987年）299頁以下〔龍田〕、酒巻＝龍田編『逐条解説会社法 第5巻 機関・2』（中央経済社、2011年）415頁以下〔青竹〕、江頭＝中村編『論点体系 会社法 3 株式会社Ⅲ』（第一法規、2012年）437頁以下〔江頭〕、松井英樹「会社法429条責任の法的構造」丸山ほか編『企業法学の論理と体系——永井和之先生古稀記念論文集』（中央経済社、2016年）861頁以下、水島治「会社の損害賠償責任と取締役の第三者責任との競合——会社自体の不法行為責任との関係を中心として」立命308号（2006年）79頁以下、山田泰弘「投資取引における従業員の不当勧誘に関する取締役の第三者責任」立命299号（2005年）513頁以下、片木晴彦「取締役の第三者に対する責任と不法行為責任」法セ696号（2013年）14頁以下などを参照した。

また、民法の立場から会社法429条1項と民法709条の関係と考察するものとして、中原太郎「取締役の第三者に対する責任と不法行為責任」法セ696号（2013年）10頁以下、平野裕之「取締役の消費者に対する不法行為責任——会社法429条1項の直接損害への適用の是非について」『加藤雅信先生古稀記念 21世紀民事法学の挑戦 下巻』（信山社、2018年）651頁以下なども参照した。

2) 青竹・前掲注1）418頁。

3) 旧商法266条ノ3第1項の責任は不法行為責任であって、不法行為の一般規定である民法709条に対して特別規定の関係に立つもので、責任の範囲は直接損害に限られ、悪意・重過失は第三者に対する加害について必要であり、同規定は取締役の責任を軽減するために、軽過失の場合に責任を負わないことを明らかにした規定であると理解する見解。

4) 松井・前掲注1）862頁など参照。

5) 中原・前掲注1）12頁以下など参照。

6) 片木・前掲注1）14頁以下など参照。

7) 平野・前掲注1）は、このような問題に対して、民法709条による解決を提言する。

8) 平野裕之『新債権法の論点と解釈』（慶應義塾大学出版会、2019年）172頁以下、潮見佳男『債権総論〔第5版〕』（信山社、2018年）565頁以下など参照。

名城大学教授 飯屋篤子